

検討課題—親子関係事件—

第1 実親子関係事件の国際裁判管轄権

【甲案】裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときは、そのうちの一人）の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき
- ④ 原告又は当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときは、それらのすべて）が行方不明であるときその他当該訴えの身分関係の当事者である被告（数人あるときは、それらのすべて）の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者がいずれも行方不明であるときその他当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注） 単位事件類型としての「実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴え、父を定めることを目的とする訴え、実親子関係の存否の確認の訴えをいう（人事訴訟法第2条第2号参照）。以下、部会資料において、人事訴訟

法ないし家事事件手続法等国内法の規定を引用して説明するところがあるが、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(参照条文)

○ 人事訴訟法

第2条 この法律において「人事訴訟」とは、次に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（以下「人事に関する訴え」という。）に係る訴訟をいう。

一 （省略）

二 嫡出否認の訴え，認知の訴え，認知の無効及び取消しの訴え，民法（明治29年法律第89号）第773条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え

(参考資料)

○ 法制審議会国際私法部会小委員会「法例改正要綱試案（親子の部）」（昭和47年）
一～三（省略）

四1 嫡出親子関係の存否に関する事件については，被告が常居所を有する国の裁判所が管轄権を有するものとする。

2 次に掲げる場合には，原告が常居所を有する国の裁判所も管轄権を有するものとする。

(イ) 被告が〔その国から追放されたとき，〕行方不明であるとき，その他これに準ずる事由があるとき

(ロ) 被告が応訴したとき

(別案) 嫡出親子関係の存否に関する事件については，当事者のいずれか一方が常居所又は国籍を有する国の裁判所が管轄権を有するものとする。

(補足説明)

1 本文の概要について

身分関係の当事者である被告の住所地を管轄原因とすることについては特段の異論はないものと考えられるところ，そのほかに，原告の住所地を管轄原因として認めるか，認めるとしてどのような場合に認めるかについて，本文では甲案及び乙案を提示している。

本文甲案は，実親子関係事件が当事者対立構造の争訟性のある事件類型であると考えられることを前提に，受動的立場にある被告の防御権をより

十分に保障し、応訴の負担を考慮する必要があるという考え方にに基づき、身分関係の当事者である原告の住所地には一定の要件のもとで管轄権を認め得るとするものである（注）。

（注） 本文甲案は、離婚事件の国際裁判管轄権に関する昭和39年最高裁判決の趣旨を踏まえた考え方であると指摘され得る。なお、同判決の平成8年最高裁判決を踏まえての評価については、部会資料2第1・1(1)（注1）参照。

これに対して、本文乙案は、身分関係の確定を求める原告の利益を考慮すべきであることを根拠とするものであり、諸外国においても、これと同様の法制を採用しているとの指摘がある（注1）。

なお、本文甲案と乙案は、個別具体的な適用において実質的な差異は大きくないとの指摘もある（注2）。

（注1） ドイツの家事事務及び非訟事件の手續に関する法律（F a m F G）第100条、オーストリアの裁判管轄法（J N）第108条第3項、スイスの国際私法（I P R G）第66条等がある。

（注2） 部会資料2第1・1(3)参照。

2 管轄原因としての身分関係の当事者の死亡時の住所地（本文甲案②）について

訴えに係る身分関係の当事者の一方が死亡した場合における当該当事者の死亡時の住所地を管轄原因として認めるべきか（注）。

この点、死後認知の訴えのようなものを想定した場合、死亡時の住所地を管轄原因として認める必要があると考えられるほか、当該管轄原因を認めることは、国内の土地管轄に関する人事訴訟法第4条第1項にも沿うとの指摘が考えられる。

一方、第三者が親子を被告として訴えを提起するような場合、親子の一方が死亡したとしても、他に生存する身分関係の当事者である被告が存在するときは、その者の住所地に管轄権を認めればよく、死亡した身分関係の当事者の死亡の時の住所地にまで管轄権を認める必要はないのではないかと考えられるところであり、どのように考えるべきか。

（注） なお、訴えに係る身分関係の当事者の一方が死亡した場合に、被告の行方不明に準じて直ちに原告の住所地に管轄権を認めるべきかどうかは争いがあると考

えられる。

3 管轄原因としての身分関係の当事者の国籍（本文甲案③）について

訴えに係る身分関係の当事者の国籍を管轄原因として認めるべきか、認めるべきとする場合、どのような要件で認めるべきか。

この点、離婚に関する訴えに関する考え方と同様（部会資料2第1・2）、国家が国民に対して持つ対人主権に基づき、国民の身分関係保護のために裁判管轄権を持つべきとの考え方を背景とし、また、国籍を管轄原因とする外国法制もあることなどに照らし（注）、上記管轄原因を認めることが考えられる。

他方、証拠収集の容易さ、事実認定の正確さ、被告の防御の利益の観点等から、訴えの当事者が日本に住所を有さないにも関わらず、当事者のうちの一人が日本国籍を有することのみで直ちに我が国に管轄権を認めることは相当でないとの指摘も考えられる。

そこで、身分関係の当事者の国籍を管轄原因とすることを認める場合、少なくとも日本国籍を有する原告が日本に住所を有することなどの限定を付することも考えられるが、どのように考えるべきか。

（注） ドイツのF a m F G第100条、オーストリアのJ N第108条第3項。なお、スイスのI P R G第67条。

4 管轄原因としての原告等の住所地（本文甲案④）について

(1) 本文甲案④について

本文甲案④は、離婚に関する訴えの国際裁判管轄に係る甲案③（部会資料2第1本文）と同様の考え方に基づくものであり、昭和39年最高裁判決の趣旨を踏まえようとするものである。すなわち、原告の住所又は「当該訴えに係る身分関係の当事者の一方」（被告以外の当該訴えに係る身分関係の当事者、例えば、父を定める訴えにおける子を想定している〔人事訴訟法第43条第2項によれば、当該訴えにおいては子が当事者にならないことがある。〕）の住所が日本国内にあるときであって、当該身分関係の当事者である被告が行方不明であるときその他当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるときに我が国の管轄権を肯定する案である。

(2) 原告が遺棄された場合を例示することについて

この点については、離婚に関する訴えの国際裁判管轄に係る甲案③と同様、原告が遺棄された場合に原告の住所地に管轄原因を認めることには、一定の合理性を認めることができるものの、問題点もあることから（部会資料2第1・4(1)）、当該場合を例示していない。

(3) 被告が行方不明の場合を例示することについて

この点については、離婚に関する訴えの国際裁判管轄に係る甲案③と同様、身分関係の当事者である被告の住所地のみを基本的な管轄原因とする本文甲案①を採用することによる不都合に対応すること等のため、被告が行方不明の場合を例示することとするものであり、「被告が行方不明であるときその他これに準ずる場合」と例示した場合には、これに該当する事例が不明確になるとの指摘があり得るが、どのように考えるべきか。

(4) その他

ア 本文甲案④においては、離婚に関する訴えの国際裁判管轄に係る甲案③と同様、「被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき」とすることを提示している（部会資料2第1・4(3)）が、どのように考えるべきか。

イ 本文甲案④は、身分関係の当事者ではない第三者の住所地に管轄権を認め得るというものであるが、この点については、少なくとも身分関係の当事者の本国で承認されることが必要ではないかとの指摘があるが、どのように考えるべきか。

5 本文乙案について

本文乙案は、上記のとおり、身分関係の確定を求める原告の利益を考慮すべきであることを根拠とするものであるが、なお、身分関係の当事者の一方が死亡した場合における死亡時の住所地及び身分関係の当事者の国籍については、本文甲案②と同様、管轄原因として加えるものとするとも考えられる。

また、本文乙案②は、第三者が訴えを提起する場合において、当該訴えに係る身分関係の当事者がいずれも行方不明であるなど、身分関係の当事者の住所地で手続をすることができないときは、身分関係の確定を求める第三者の利益を保護するため、例外的に当該第三者の住所地に管轄権を認

めるものである。ただ、少なくとも身分関係の当事者の本国で承認されることが必要との指摘もあるところであり、この点、どのように考えるべきか。

そして、本文乙案によるときには、我が国の直接管轄権が存在する場面が広がることから、外国が設定している直接管轄権（注）と競合する場面が増えることも想定されるが、乙案の適否を判断するに際して、どのように考えるべきか。

（注） ドイツのF a mF G第100条、オーストリアのJ N第108条第3項、スイスのI P R G第66条及び第67条など（別紙3-1記載のとおり）。

6 合意管轄及び応訴管轄について

本文においては、提示をしていないが、渉外的な要素を有する実親子関係事件について、合意管轄及び応訴管轄を認めるべきか。

この点、特に実親子関係事件においては、我が国の身分秩序を維持する要請や子の利益（福祉）等の公益的な観点から、国際裁判管轄権の所在を当事者の意思に委ねることは相当ではないとの指摘がある。

上記昭和47年の法例改正要綱試案は、嫡出親子関係の存否に関する事件について応訴管轄を認めているが、どのように考えるべきか。

第2 養親子関係事件の国際裁判管轄権

1 養子縁組の成立を目的とする審判事件

裁判所は、養子縁組の成立を目的とする審判事件（注）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

（注） 単位事件類型としての「養子縁組の成立を目的とする審判事件」とは、養子縁組をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第1の61の項）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同法別表第1の63の項）をいう。

（参考資料）

- 法制審議会国際私法部会小委員会「法例改正要綱試案（親子の部）」（昭和47年）
 - 十一 3 養子縁組については、養親となる者又は養子となる者が常居所〔又は国籍〕を有する国の機関が管轄権を有する。
 - 4 3により管轄権を有する国の機関がした養子縁組は、わが国において承認される〔ただし、わが国の国際私法の定める準拠法に従ってされたものであることを要する。〕。

（別案）

- 1 養子縁組については、養親となる者又は養子となる者が常居所を有する国の機関が管轄権を有する。
 - 2 （省略）
 - 3 外国で適法に行われた養子縁組は、1に適合するときは、原則としてわが国において承認される。〔養子となる者についての同意及び公的機関の関与に関する要件は、その者の属人法に従ってされたものであることを要する。〕
- 十二 養子縁組についての管轄権がわが国に属する場合に、要件の準拠法たる外国法において養子縁組が裁判所その他の機関の決定によって成立すべきものとされているときは、わが国の裁判所は、そのような裁判をすることができるものとする。

（注） 十一で別案をとるときは、この問題は生じないであろう。

（補足説明）

1 本文の概要について

本文は、養親となるべき者又は養子となるべき者のいずれかの住所地に管轄権を認めるものである。これは、養子縁組の成立を目的とする審判事件では、基本的に養親及び養子の利害が対立することはなく、養親となる

べき者又は養子となるべき者のいずれかの住所地であれば、養親となるべき者の適格性や養親子関係の適合性等の審査・判断等の裁判所の後見的な作用に格別支障が生ずることはないと考えられること等を根拠とするものである。

2 管轄原因としての養子となるべき者又は養親となるべき者の国籍について

本文では、提示していないが、養子縁組の準拠法について本国法主義が採られていることがあること（注1）、諸外国の法制では、養子となるべき者又は養親となるべき者の国籍を独立した管轄原因とするものが少なくないとされていることなどから（注2）、養子となるべき者又は養親となるべき者の国籍を管轄原因とすることが考えられる。なお、上記昭和47年の法例改正要綱試案は、かっこ書きではあるが、本国管轄を提示している。

しかし、当該管轄原因については、養子縁組の可否の判断において必要となる養親となるべき者の適格性等の審査は、養子縁組の当事者の生活の実態が存在するその住所地において的確に行い得るものと考えられること、養親となるべき者又は養子となるべき者の一方の国籍国に管轄権があるものとする、他方当事者は自分の国籍と関係のない国において応訴しなければならなくなることを踏まえ、本国管轄を肯定するか否か、肯定するものとしてもその在り方について、どのように考えるべきか。

（注1） 通則法第31条参照。当該本国法主義の採用は、養子縁組が養親又は養子の本国と密接な関係をもつものとしていると評価されることがある。

（注2） ドイツのFamFG第101条、オーストリアのJN第113条b、スイスのIPRG第75条及び第76条。

3 併合請求がされる場合について

共同縁組がされる場合には、準拠法上、共同縁組が必要な場合であってもそうでない場合であっても、一の申立てで審理及び裁判をすることができるとするのが相当であるとして、併合請求（併合申立て）の規律での対処も含め、何らかの手当てが必要であるとも考えられるがどうか（なお、養子縁組の成立を目的とする審判事件だけでなく、養親子関係事件全般においても同様の問題がある。）。

2 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときは、そのうちの一人）の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときは、それらのすべて）が行方不明であるときその他当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（数人あるときは、それらのすべて）の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者がいずれも行方不明であるときその他当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注） 単位事件類型としての「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴えをいう（人事訴訟法第2条第3号参照）。なお、上記「離縁の訴え」には、下記3「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」及び下記4「死後離縁を目的とする審判事件」は含まない。

（補足説明）

- 1 本文の概要について

基本的に上記実親子関係事件における考え方が妥当するものと考えられるが、どうか。

2 他の規律との関係について

本文甲案を採用すると、前記1の「養子縁組の成立を目的とする審判事件(養子縁組をするについての許可及び特別養子縁組の成立の審判事件)」、後記3の「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」及び後記4の「死後離縁を目的とする審判事件(死後離縁をするについての許可の審判事件)」に係る国際裁判管轄に係る規律と異なる規律をすることとなるが、どのように考えるべきか。

3 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件

裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件(注)について、養親又は養子の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

(注) 「特別養子縁組」とは養子縁組のうち養子とその実方の血族との親族関係が終了するものであり、「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」とは、特別養子縁組の離縁の審判事件(家事事件手続法別表第1の64の項)をいう。

(参考資料)

○ 法制審議会国際私法部会小委員会「法例改正要綱試案(親子の部)」(昭和47年)十五 養子縁組の無効、取消し及び離縁に関する事件の管轄権及び外国裁判所の裁判の承認については、それぞれ四(注・嫡出親子関係の存否に関する事件についての管轄権)及び五(注・嫡出親子関係の存否に関する外国裁判所の裁判の承認の要件)に準ずる。

(補足説明)

1 概要について

本文は、養親又は養子の住所地に管轄を認めるものである。

いわゆる特別養子縁組の離縁は、養親と養子との間で利害対立がある点では離縁の訴えと同様であるが、離縁の訴えよりも養子の利益を保護する必要性が高いものと考えられることから、養親又は養子の住所地に管轄を認めるのが相当と考えられる。

特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件のみを取り出して規律した場合には、その申立てが、特に外国法制に基づくものとされたとき、どの単

位事件類型に該当するのかがわかりにくいのではないかとの指摘が考えられる。どのように考えるべきか。

2 管轄原因としての申立人の住所地について

本文では提示していないが、養親又は養子の住所地に加え、もっぱら養子の保護の観点から、特別養子縁組の離縁の申立人の住所地に管轄権を認めることが考えられる。

しかし、これに対しては、養子の住所地において当該養子の保護が全く期待できないということはないこと、申立人の住所地が典型的に養子の保護に資するものと言い得るのかは疑問の余地があること（むしろ、養子の国籍を管轄原因とすることが考えられること）などの指摘が考えられる。どのように考えるべきか。

4 死後離縁を目的とする審判事件

裁判所は、死後離縁を目的とする審判事件（注）について、当該身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき又は縁組の当事者の一方が死亡の時に日本国内に住所を有していたときは、管轄権を有するものとする。

（注） 「死後離縁を目的とする審判事件」とは、死後離縁をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第1の62の項）をいう。

（補足説明）

本文は、申立人の住所地又は縁組の当事者の一方が死亡した時の住所地に管轄権を認めるものであるが、これは、当該離縁の適否については、申立人（縁組の生存当事者）の住所地が最も適切に判断し得ると一般的には考えられること、死亡した縁組の当事者が最後の住所を有していた国であっても離縁の可否の判断に必要な資料を収集し得る場合があり得ることなどに基づくものである。

親子関係事件の国際裁判管轄権に関する外国法制

【実親子関係事件】

1 ドイツ

- ・ 親子関係の存否確認（認知の有効又は無効確認を含む。）、父子関係の否認等については、FamFG 第100条により、子、母、父又は母の妊娠時に同衾していたと宣誓した男性が、①ドイツ人（ドイツ国籍を有する者のみならず、難民や難民申請者等も含む。）であるとき、又は②ドイツに常居所を有するときドイツの裁判所が管轄権を有するとされる。

2 オーストリア

- ・ 準正以外の実親子関係事件については、JN第108条第3項により、①子、当該子との父子関係が問題となっている男性、子の母のいずれかがオーストリア国籍を有している場合、②子又は当該子との父子関係が問題となっている男性がオーストリアに常居所を有している場合にオーストリアの裁判所が管轄権を有するとされる（準正に裁判所が関与すべき場合の国際裁判管轄権については明確な規律がない。）。

3 スイス

- ・ IPRG第66条及び第67条により、①子の常居所又は母若しくは父の住所がスイスにあるとき、②①がない場合には、母又は父がスイス国籍を有し、かつ、父母それぞれの住所地国及び子の常居所地国のいずれにおいても訴えを提起することが不可能であるか期待できないときにスイスの裁判所が管轄権を有するとされる。

4 米国

- ・ 親子関係存否確認の訴えについては、1973年統一父性法第8条により、当該州においてもたれた性交渉によってもうけられた可能性のある子に関する訴えであることが当該州の管轄原因とされる。
- ・ 対人管轄権は、州外における召喚状の直接送付又は受領証明書のある書留郵

便によって認められる。

- ・ 訴えは、子又は父とされる者が居所を有するか、その所在を確認された国においてされ得るし、離婚、離婚無効、別居手当又は扶養を求める訴えと併合してすることができる。

5 中国

- ・ 日本法における嫡出推定、嫡出否認及び認知に相当する法制度はない。女性が婚姻中に出産した子は事実上その夫の子と推定され、これを否認するためには親子関係存否確認訴訟による。事実上の血縁関係が認められれば法律上の親子関係も当然に認められる。
- ・ 親子関係存否確認訴訟の国際裁判管轄権について特別の規定はなく、被告住所地原則及び身分関係訴訟において認める原告住所地管轄によることになる。

【養親子関係事件】

1 ドイツ

- ・ FamFG 第 101 条により、養親、夫婦共同養子縁組の養親の一人又は子が、①ドイツ人（ドイツ国籍を有する者のみならず、難民や難民申請者等も含む。）であるとき、又は②ドイツに常居所を有するときにドイツの裁判所が管轄権を有するとされる。

2 オーストリア

- ・ 養子の許可、その撤回及び養子の解消については、JN 第 113 b 条により、①養親となる者（夫婦が養親となる場合はその一方）又は養子となる者がオーストリア国籍を有するとき、②養親となる者及び養子となる者のうち一人のみが無国籍で、かつ、当該者が常居所（それがなければ居所）をオーストリアに有するとき、③養親となる者（夫婦が養親となる場合はその一方）及び養子となる者がオーストリアに常居所を有するとき、④養親となる者及び養子となる者のうち一人のみがオーストリアに常居所を有し、かつ、養子となる者の保護手続についてオーストリアが国際裁判管轄を有するか、養親となる者又は養子となる者の本国のいずれも当該養子事件の管轄を有しないときにオーストリアの裁判所が管轄権を有するとされる。

3 スイス

- ・ 養子縁組については、IPRG第75条第1項及び第76条により、①養親となる者又は養親となる夫婦の住所地がスイスにあるとき、②養親となる者又は養親となる夫婦がスイスに住所地を有さず、かつ、いずれかがスイス国籍を有するとき（住所地国において養子縁組をすることができない、又は規定できないときに限る。）にスイスの裁判所が管轄権を有するとされる。
- ・ 養子縁組の取消し又は離縁については、実親子関係に関する規定（IPRG第66条及び第67条）による。

4 イギリス

- ・ 国内法（Adoption and Children Act 2002）第49条第3項により、養子縁組申立て時点において18歳未満の子を養子とする旨の申立ては、申立人又は夫婦の一方がブリテン島のいずれかにドミサイルを有しているか、申立日前の少なくとも1年間、ブリテン島のいずれかに常居所を有していた場合に可能であるとされる。子がイングランドにドミサイルを有するか居住している等の管轄権に関する要件は存しない。

5 米国

- ・ ①すべての当事者（血縁の両親、子及び養親）がドミサイルを有している地の裁判所又は②子がドミサイルを有し、かつ子の監護者に対して対人管轄権を持つ裁判所が管轄権を有するとされる。また、養親がドミサイルを有する地の裁判所にも管轄権が認められることがある。

6 中国

- ・ 中国法における養子縁組の成立は契約型であり、裁判ではなく、当事者間の合意に基づき民政機関における登記によって成立する。
- ・ 養子縁組の解除は、合意によってすることができるが、当該合意ができない場合には、養子縁組の解除を求める訴訟を提起することができ、この場合の管轄原因については特段の規定はなく、被告住所地原則と身分関係訴訟における原告住所地の管轄原因によることになる。